



## 背景・目的

- 地方公共団体が保有する庁舎などの施設からのエネルギー起源CO2排出量は、我が国の民生業務部門のCO2排出量の1割を占め、その低炭素化は、今後決定される地球温暖化対策計画において2030年目標の達成に向け重要な対策となる。
- このため、地方公共団体実行計画事務事業編（以下、単に「事務事業編」という。）に基づくCO2排出削減対策について、その企画・実行・評価・改善（以下「カーボン・マネジメント」という。）がより着実かつ有効に行われるよう、国が積極的に関与していく必要がある。
- 事務事業編の策定・改定及び事務事業編に掲げられた対策に位置付けられる設備導入を集中的に促進するなど、カーボン・マネジメントの強化に対して、国が適切な関与をすることで、地方公共団体の取組全体の底上げを図る必要がある。

## 事業概要

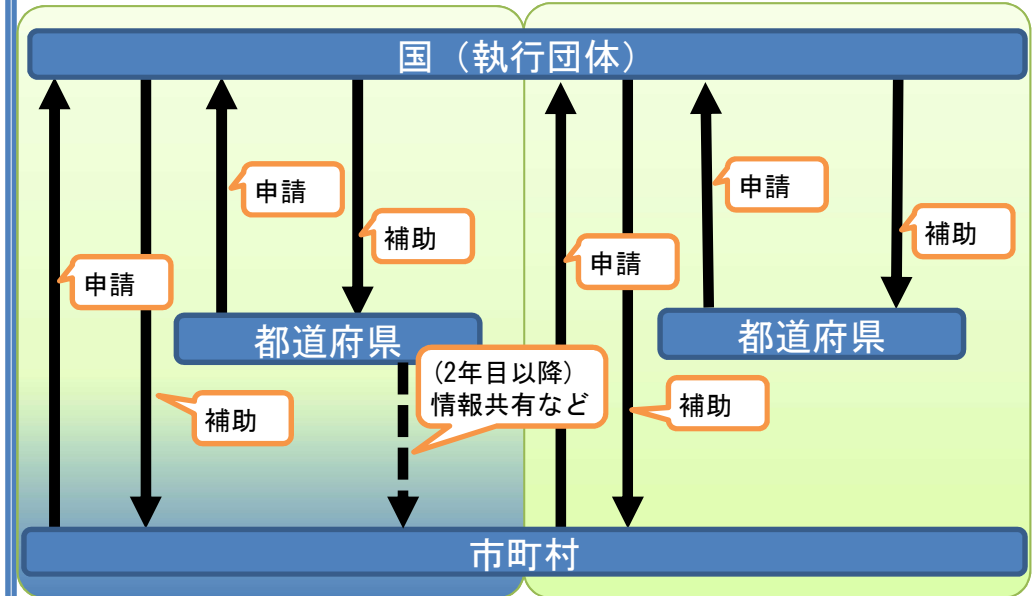
1. 事務事業編の策定・改定作業支援事業  
地方公共団体が行う事務事業編の策定・改定作業、庁舎における排出削減取組の推進を支援するための専門家（施設の管理・運転状況の確認等）の外部発注費用を補助する。
2. 事務事業編に基づく省エネ設備導入支援事業  
カーボン・マネジメントを適切に実施する地方公共団体が行う設備導入事業であって、事務事業編に位置付けられるもののうち、効果的な事業に限り、FS調査（省エネ診断、ESCOの設計等）・省エネ設備導入の補助を行う。  
①FS調査、②設備導入  
（想定される対象設備等）  
※他の補助事業で対象となっているものを除く  
・ボイラー ・空調設備 ・屋内照明 ・BEMS  
・公用車（他の補助事業で対象となっているものを除く）

## 事業目的・概要等

### 策定・改定作業等支援

### 設備導入支援

## イメージ



## 事業スキーム

※情報共有などは「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

1. 補助対象：地方公共団体（間接補助）  
補助割合：上限額 400万円  
都道府県・政令市 1 / 2  
政令市未満市町村 定額  
実施期間：3年間
2. 補助対象：地方公共団体（間接補助）  
補助割合：①FS調査；定額 1,000万円  
②設備導入；都道府県・政令市 1 / 2  
政令市未満市町村 2 / 3  
実施期間：5年間

## 期待される効果

- 設備の運用改善・設備導入補助等によるCO2排出削減
- 事務事業編策定率の向上